

# 平成29年度 第1回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成29年11月15日（水）

午後2時から4時まで

場 所：鶴岡市クリーンセンター研修室

## 次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 主催者挨拶

4. 会長挨拶

5. 委員紹介並びに  
事務局紹介

6. 議 事

（1）平成28年度鶴岡市廃棄物行政の実績について

（2）平成29年度鶴岡市廃棄物行政の事業執行について

7. そ の 他

（1）食品ロスの削減の取組み

（2）家庭ごみ有料化に関して

8. 閉 会

## (1) 平成28年度鶴岡市廃棄物行政の実績について

### I. 平成28年度鶴岡市一般廃棄物の実績について

平成28年度の廃棄物の処理に係る原価は、各項目とも前年度に比べ増加している。処理量は減少したものの、施設費・人件費等の固定費増加が要因として挙げられる。また、生活系ごみに係る一人あたりの費用についても、人口減もあり増加となった。

(表1) 全体のごみ処理原価（生活系・事業系）

年度	H24	H25	H26	H27	H28
可燃ごみ（円/t）	8,521	8,166	8,400	8,192	8,281
不燃ごみ（円/t）	48,678	48,066	53,115	58,582	61,175
最終処分（円/t）	4,232	10,377	5,187	4,712	13,795

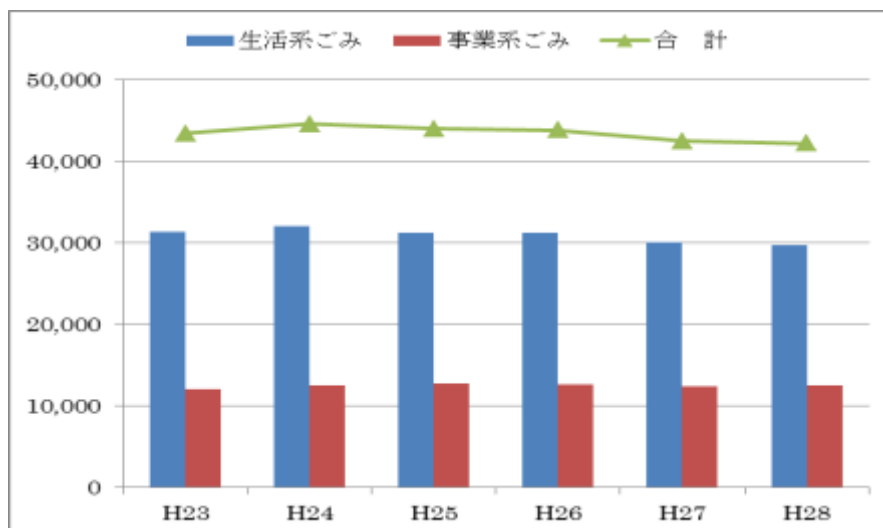
(表2) 生活系ごみの原価計算

年度	H24	H25	H26	H27	H28
収集原価（円/t）	11,932	11,552	12,783	13,277	13,738
処理原価（円/t）	13,479	13,994	13,705	14,002	15,401
計（円/t）	25,411	25,546	26,488	27,279	29,139
1世帯あたり金額（円/年）	16,764	16,619	16,993	16,800	17,689
1人あたり金額（円/年）	5,966	5,983	6,202	6,221	6,632

平成28年度のごみの収集量は、総量で42,188tとなっており、対前年度比で308t（0.72%）の減となっている。

生活系は、29,696tで前年度比418t（1.39%）の減となったものの、事業系は12,492tと対前年度に比べ、110t（0.89%）の増となった。（図1・表3）

(図1) 生活系・事業系廃棄物量比較



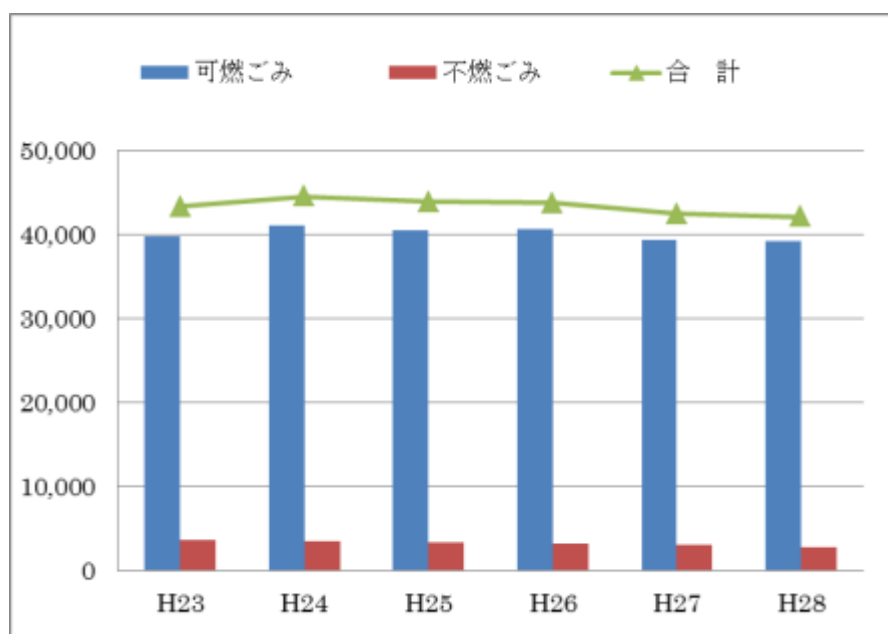
(表 3) 生活系・事業系廃棄物量比較

年度	H24	H25	H26	H27	H28
生活系ごみ (t)	32,077	31,236	31,231	30,114	29,696
事業系ごみ(可燃のみ)(t)	12,521	12,743	12,607	12,382	12,492
合 計	44,598	43,979	43,838	42,496	42,188
前年度比(生活系ごみ)(%)	2.27	-2.62	-0.02	-3.58	-1.39
前年度比(事業系ごみ)(%)	3.97	1.77	-1.07	-1.78	0.89
前年度比(合 計)(%)	2.74	-1.39	-0.32	-3.06	-0.72

可燃ごみ・不燃ごみ別では、可燃ごみは 39,297 t で前年度比 146 t (0.37%)、不燃ごみは 2,891 t で前年度比 162 t (5.31%) それぞれ減少となった。

(図 2・表 4)

(図 2) 可燃ごみ・不燃ごみ収集量比較 (事業系可燃ごみ含む)

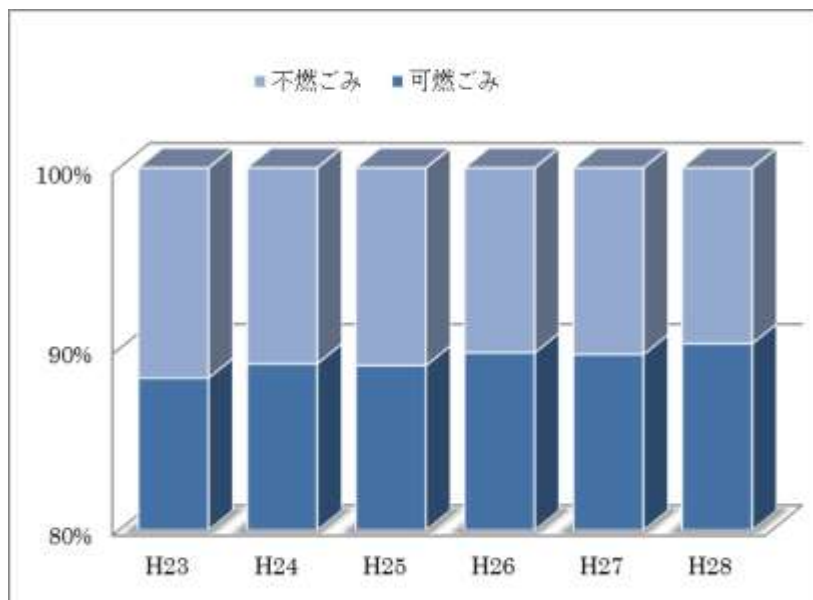


(表 4) 可燃ごみ・不燃ごみ収集量比較 (事業系可燃ごみ含む)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
可燃ごみ (t)	41,122	40,564	40,651	39,443	39,297
不燃ごみ (t)	3,476	3,415	3,187	3,053	2,891
合 計 (t)	44,598	43,979	43,838	42,496	42,188
前年度比較(可燃ごみ)(%)	3.41	-1.36	0.21	-2.97	-0.37
前年度比較(不燃ごみ)(%)	-4.56	-1.76	-6.68	-4.19	-5.31
前年度比較(合 計)(%)	2.74	-1.39	-0.32	-3.06	-0.72

生活系ごみの内訳をみると可燃ごみが 26,805 t で生活系ごみの 90.3%、不燃ごみが約 2,891 t で 9.7%の割合となっており、不燃ごみの割合が微減となった。  
(図 3・表 5)

(図 3) 生活系ごみの可燃ごみ・不燃ごみ割合



(表 5) 生活系ごみの可燃ごみ・不燃ごみ割合

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
可燃ごみ割合 (%)	88.4	89.2	89.1	89.8	89.7	90.3
不燃ごみ割合 (%)	11.6	10.8	10.9	10.2	10.3	9.7

《各数値についての考察》

- ・ ペットボトル、アルミ缶等の素材の軽量化が進み、不燃ごみ重量が減少。
- ・ スチール・アルミ缶等を直接資源回収業者等に売り渡すケースがみられる。
- ・ 大規模商業施設等の店頭による、資源ごみ回収システムが普及してきている。
- ・ レジ袋無料配布取り止めや雑がみの資源回収量増加など、3 R 推進に関する啓発による排出抑制効果があった。
- ・ 事業系ごみが増加に転じたことについては、上向きの景気状況が要因の一つと考えられる。

## II. ごみ減量・リサイクル推進事業の主な取組みについて

### ① ごみ分別説明会等の実施

各町内会等に出向き実施した「ごみ分別説明会」は、以下のとおりとなり、前年度より減少している。

また、環境フェアつるおかをはじめ市内で開催されたイベントでの分別啓発展示は7会場で実施した。

年度	実施回数	参加者数	備考(展示会場)
26	51回	1,576名	7会場
27	47回	1,476名	7会場
28	38回	1,219名	9会場

### ② 早朝立哨指導の実施

早朝、ごみの排出時間に合わせて、ごみステーションにおいて、ごみ分別等の指導をおこなった。

前年度より、実施ステーション数は減ったものの、協力者数は増加しており、廃棄物減量等推進員をはじめとした町内会との協同事業として確立している。

年度	実施回数	ステーション数	町内会協力者
26	7件	20か所	34名
27	7件	18か所	37名
28	5件	17か所	40名

### ③ 資源回収運動の取組み (資料2参照)

登録団体数は前年度と同程度となっているが、総回収量は5%減っており、報奨金実績も減額となっている。

古紙類は減少しているが、その中で、「雑がみ」の集団回収量は前年実績から増加しており、広報の効果が表れたと思われる。

3Rの意識付けが進んでいると思われる。

### ④ 使用済小型家電品回収事業

平成25年度より回収事業を実施している。平成28年度は、環境フェアつるおか2016でのイベント回収を実施したほか、クリーンセンターや庁舎所管課での窓口回収を実施した。

回収量は平成28年度から減少に転じており、窓口回収が庄内全域での取組みでなくなったことにより広報の機会が減ったことと、ワープロなどの古い機種種の回収が減少していることから、家庭内に眠る小型家電がある程度排出されたためと考えられる。

## H28

品目	休日見学会	環境フェア	小計	拠点回収	合計
パソコン	11	65	76	106	182
携帯	2	44	46	74	120
ビデオカメラ	2	1	3	1	4
デジカメ	1	7	8	10	18
ゲーム機		2	2	1	3
CD・DVD		17	17	17	34
チューナー		2	2	6	8
ワープロ		19	19	13	32
計	16	157	173	228	401
人数	5人	55人	60人	80人	140人
重量	56kg	534kg	590kg	920kg	1,510kg

## H27

品目	休日見学会	環境フェア	小計	拠点回収	合計
パソコン	4	128	132	382	514
携帯		35	35	187	222
ビデオカメラ	1	6	7	15	22
デジカメ	2	8	10	43	53
ゲーム機	3	16	19	42	61
CD・DVD		16	16	51	67
チューナー		3	3	21	24
ワープロ		3	3	71	74
計	10	215	225	812	1037
人数	6人	99人	105人	464人	569人
重量	50kg	1,060kg	1,110kg	3,460kg	4,570kg

## 平成28年度 リサイクルプラザの取り組み

### 夏休み親子リサイクル体験教室

小学生の夏休み期間中に2回開催。今回は身近なものを使っての工作体験とした。40名の親子が参加し、大人も楽しめる教室となった。

- ゴム鉄砲（廃材） H28.7.28 25名
- 空飛ぶおもちゃ（牛乳パック） H28.8.2 15名



ゴム鉄砲



空飛ぶおもちゃ

### リサイクルプラザ休日見学会

今回で8回目となる休日見学会を、9月4日（日）に開催。総数180名で昨年度より多くの来場者があった。

イベントとして、再生品の抽選・紙すき体験・牛乳パックで作るフリスビー遊び・鶴岡高専の学生による科学体験教室・かき氷のほか、日頃入ることのできない施設内部を見学する「くるりん館探検隊」等を実施。



再生品の抽選

### 出張展示

リサイクル意識の啓発とリサイクルプラザ紹介のため、市役所ロビーや地域庁舎、コミセンなどで出張展示や分別説明をしています。これらの展示は、訪れる多くの方に関心を持っていただいた。



鶴岡市役所ロビー

このほか、流木クラフト教室などの活動を実施した。

### Ⅲ. 一般廃棄物処理施設の状況について

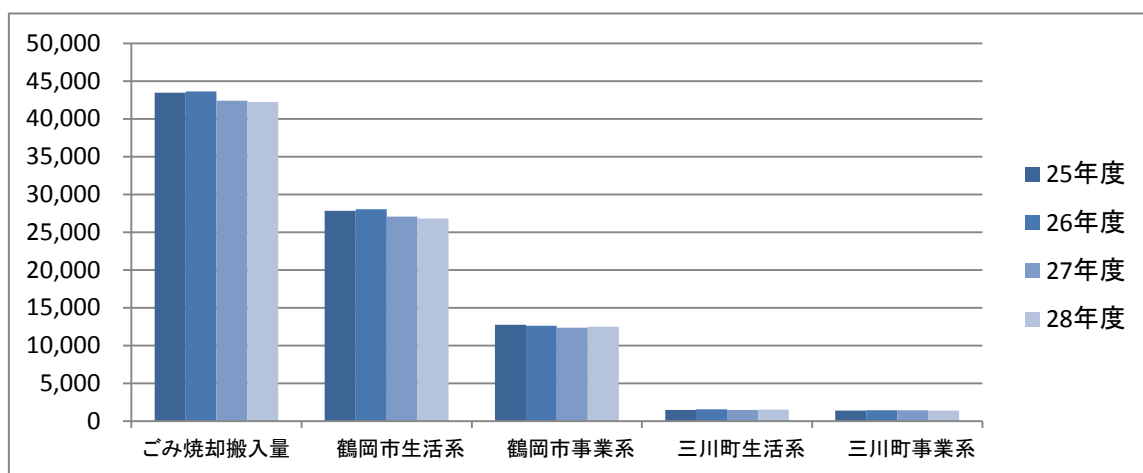
#### (1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設への搬入量は、全般的に減少傾向にあり、平成 28 年度は 42,236 t で、前年度比で 163 t (0.4%) 減少した。

搬入内容をみると、鶴岡市の生活系ごみは、26,805 t、前年度比 256 t (0.9%) の減で、事業系ごみは 12,492 t、前年度比 110 t (0.9%) の増となっている。三川町の生活系ごみは、1,516 t、前年度比 9 t (0.6%) の増、事業系ごみは、1,423 t、前年度比 25 t (1.7%) の減となっている。

施設の管理については、運転管理業務の民間への委託を平成 26 年度から夜間のみから全日に拡大しているが、適切な運転管理業務が行われた。また、各種機械設備の定期保守点検や整備補修、排出ガス分析業務などを実施し、施設の適正な維持管理に努めた。

なお、ごみ焼却施設は老朽化のため新施設建設準備を進めており、平成 25 年度に循環型社会推進地域計画及びごみ焼却施設整備基本構想を策定し、平成 26～27 年度は、生活環境影響調査及び施設整備基本計画の策定を実施、平成 28～29 年度には、事業者選定手続きを実施し、平成 30 年度から建設工事に着工する予定である。



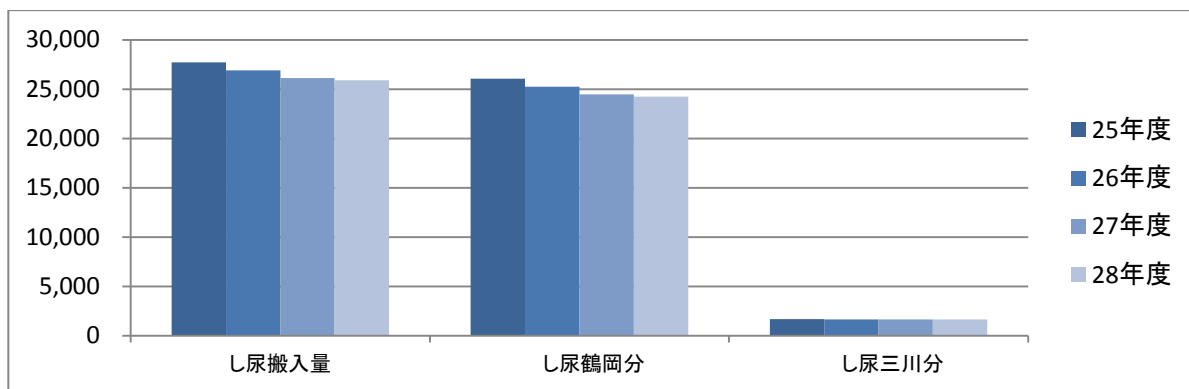
#### (2) し尿処理施設

生し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及や農業・漁業集落排水事業などの進捗により減少しており、平成 28 年度は 25,903 kℓ、前年度比で 221 kℓ (0.8%) 減少した。

内訳を見ると、鶴岡市は 24,244 kℓ、前年度比で 220 kℓ (0.9%) の減となっており、三川町は 1,659 kℓ、前年度比 1 kℓ (0.1%) の減となっている。

施設の運転管理業務は民間に委託しており、各種機械設備については、定期保守点検や整備補修、処理水の分析業務などを実施し、衛生的かつ効率的な処理を行った。



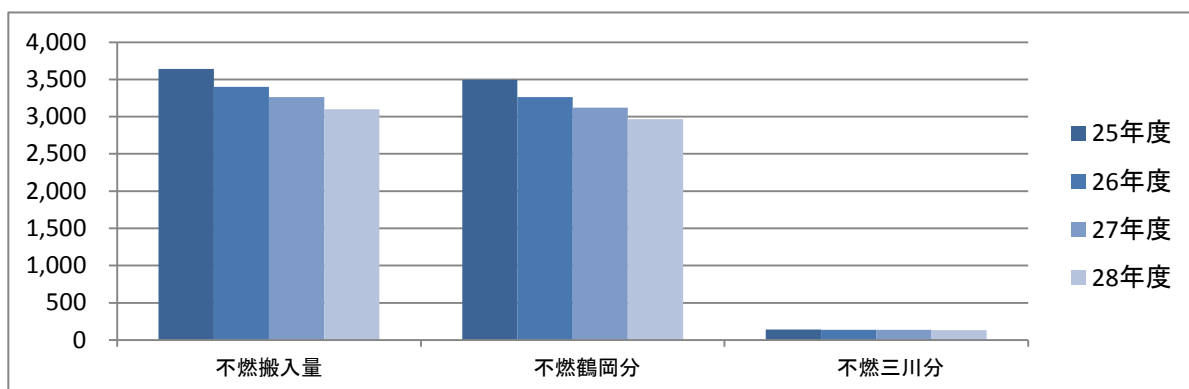


### (3) 中間処理施設（リサイクルプラザ）

不燃ごみの搬入量は全般的に減少傾向にあり、平成 28 年度は 3,099 t で、前年度比 162 t（5.0%）減少した。

内訳を見ると、鶴岡市の不燃ごみは 2,967 t、前年度比 154 t（4.9%）の減で、三川町の不燃ごみは 132 t、前年度比 8 t（5.7%）の減となっている。

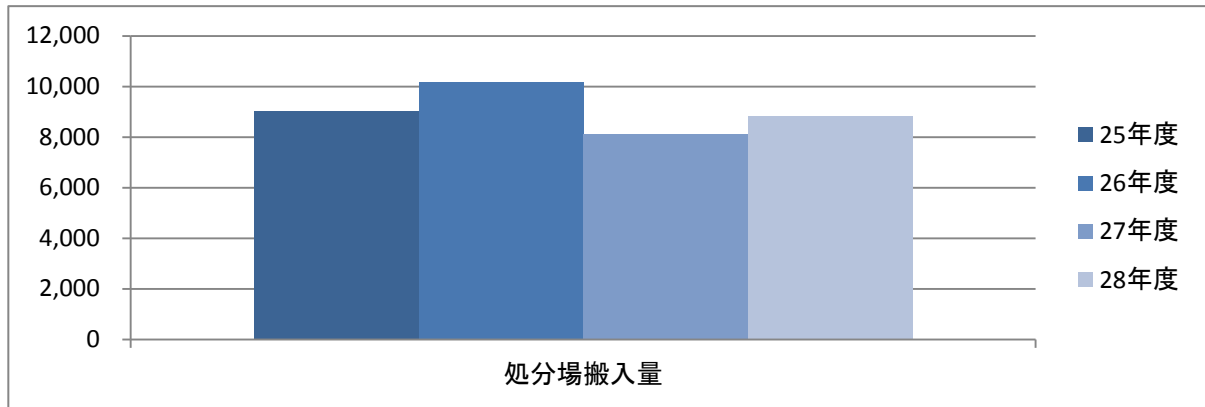
施設の運転管理については、効率的な運営を推進するため株式会社鶴岡地区クリーン公社に委託しているが、適切に運転管理業務が行われた。



### (4) 最終処分場

平成 28 年度の埋立量は 8,817 m<sup>3</sup>、前年度比 695 m<sup>3</sup>（8.6%）の増となっている。また、全体計画埋立容量 225,000 m<sup>3</sup>に対し、平成 28 年度末の累計埋立量は 196,497 m<sup>3</sup>となっており、全体の 87.3%となっている。

焼却処理の変更から供用開始時より 6 年施設の延命化が図られたが、残余容量が少なくなってきたことから、新たな施設の整備に向け、平成 26 年度に廃棄物処理施設適地事前調査を実施、27 年度から対象地区住民等への説明会を行い、28 年度に基本計画を策定、29 年度に用地測量、地質調査、生活環境影響調査、基本設計及び実施設計を実施し、30 年度の工事着工を目指している。



一般廃棄物の実績及び計画

資料1

		(単位:t)											基本計画			
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実施計画	実施計画	基本計画
		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 37年度
し み 排 出 量	生活系ごみ量	32,185	33,268	32,883	32,450	32,091	31,487	31,366	32,077	31,236	31,231	30,114	29,696	31,013	30,565	28,737
	うち可燃物	27,186	28,561	28,578	28,495	28,315	27,898	27,724	28,601	27,821	28,044	27,061	26,805	27,769	27,372	
	うち不燃物	4,999	4,707	4,305	3,955	3,776	3,589	3,642	3,476	3,415	3,187	3,053	2,891	3,244	3,193	
	うち 施設資源化量	3,678	3,272	2,956	2,740	2,477	2,296	2,339	2,190	2,242	2,192	2,172	2,055	2,181	2,053	
	事業系ごみ量	14,563	14,697	14,090	13,019	12,843	12,168	12,043	12,521	12,743	12,607	12,382	12,492	12,531	12,494	12,418
ごみ排出量計		46,748	47,965	46,973	45,469	44,934	43,655	43,409	44,598	43,979	43,838	42,496	42,188	43,544	43,059	41,155
資源回収量		5,878	5,691	5,394	5,049	4,708	4,509	4,499	4,578	4,452	4,218	3,922	3,725	4,275	4,771	5,140
リサイクル率(%)		18.2	16.7	15.9	15.4	14.5	14.1	14.3	13.8	13.8	13.3	13.1	12.6	13.5	14.3	15.4
生活系ごみ 1人1日当り排出量(g)		615	640	638	637	635	628	629	647	639	647	650	629	655	645	
ごみ排出量 1人1日当り排出量(g)		894	923	911	892	889	870	871	900	900	908	890	894	920	910	
人 口 (人)		143,288	142,338	140,896	139,619	138,499	137,453	136,146	135,403	133,831	132,313	130,849	129,323	129,630	129,652	118,239

※ 不燃物は粗大ごみを除く  
 ※ 施設資源化量は三川町を含む

## 資源回収実績

		26年度	27年度	28年度	
集団回収	登録団体数	399団体	396団体	399団体	
	実施回数 (1団体平均)	2,490回 (6.2回)	2,471回 (6.2回)	2,596回 (6.5回)	
	回収量	新聞	2,090,651 kg	1,901,360 kg	1,828,025 kg
		雑誌	965,584 kg	892,878 kg	833,249 kg
		ダンボール	889,843 kg	865,026 kg	829,569 kg
		飲料用パック	12,063 kg	11,893 kg	10,734 kg
		雑がみ	8,691 kg	11,256 kg	19,998 kg
		古紙類計	3,966,832 kg	3,682,413 kg	3,521,575 kg
		金属類	24,251 kg	23,377 kg	24,238 kg
		びん類	80,613 kg (108,642本)	70,757 kg (94,908本)	66,286 kg (88,991本)
		重量計	4,071,696 kg	3,776,547 kg	3,612,099 kg
	報奨金	実施団体	18,068,175円	16,770,640円	16,044,788円
		回収業者	8,090,807円	7,506,488円	7,180,617円
拠点回収	回収量	新聞	52,795 kg	50,180 kg	42,590 kg
		雑誌	46,280 kg	47,770 kg	35,490 kg
		ダンボール	42,610 kg	42,680 kg	32,079 kg
		飲料用パック	75 kg	70 kg	93 kg
		雑がみ	4,690 kg	4,290 kg	2,380 kg
		古紙類計	146,450 kg	144,990 kg	112,632 kg
		金属類	- kg	- kg	- kg
		びん類	- kg (-本)	- kg (-本)	- kg (-本)
		重量計	146,450 kg	144,990 kg	112,632 kg
重量合計		4,218,147 kg	3,921,537 kg	3,724,731kg	

## クリーン作戦実績

	年 度	実施件数	参加延べ人数	可燃 (kg)	不燃 (kg)
鶴岡地域	26年度	131 件	7,686 人	23,826	2,369
	27年度	124 件	6,312 人	18,506	1,335
	28年度	117 件	7,648 人	18,755	1,088
藤島地域	26年度	39 件	1,406 人	311	233
	27年度	39 件	1,325 人	340	147
	28年度	42 件	1,351 人	250	180
羽黒地域	26年度	110 件	3,830 人	593	483
	27年度	121 件	3,907 人	573	443
	28年度	118 件	3,716 人	568	504
櫛引地域	26年度	27 件	1,179 人	249	141
	27年度	23 件	1,051 人	216	106
	28年度	22 件	992 人	286	138
朝日地域	26年度	1 件	1,273 人	360	180
	27年度	1 件	1,371 人	310	180
	28年度	1 件	1,225 人	400	157
温海地域	26年度	60 件	5,170 人	17,810	1,795
	27年度	56 件	5,227 人	16,660	1,674
	28年度	48 件	4,826 人	9,731	1,051
合 計	26年度	368 件	20,544 人	43,149	5,201
	27年度	371 件	19,193 人	36,605	3,885
	28年度	348 件	19,758 人	29,990	3,118

## 不法投棄について

	年 度	件 数	可燃 (kg)	不燃 (kg)
鶴岡地域	26年度	38 件	177	353
	27年度	45 件	51	449
	28年度	36 件	134	227
藤島地域	26年度	2 件	2	8
	27年度	2 件	15	10
	28年度	1 件	-	-
羽黒地域	26年度	2 件	-	20
	27年度	1 件	-	-
	28年度	1 件	-	-
櫛引地域	26年度	4 件	40	80
	27年度	3 件	50	7
	28年度	3 件	2	13
朝日地域	26年度	2 件	-	-
	27年度	1 件	-	-
	28年度	2 件	-	-
温海地域	26年度	15 件	16	135
	27年度	6 件	-	23
	28年度	6 件	-	-
合 計	26年度	63 件	235	596
	27年度	58 件	116	489
	28年度	49 件	136	240

※可燃・不燃重量 (kg) は市回収量

## (2) 平成29年度鶴岡市廃棄物行政の事業執行について

### 【方針】

私たちの日々の生活や活動は、地域の生活環境や地球環境に配慮することが求められており、高齢化の進行や人口減少等、今後の社会状況の変化に対応し、持続可能で安全・安心な生活環境を構築するため、ごみの減量化・資源化の推進、効率的な廃棄物の処理・処分が全国的な課題となっている。

本市においても、時代に対応したごみ減量・資源化計画の検討、事業実施、将来の処理量に見合った廃棄物処理施設の計画、整備、機能確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、本市のごみ焼却施設は平成2年3月に竣工し、平成12年から14年にはダイオキシン類削減対策工事を行い現在に至っているが、25年の経過とともに老朽化が進んでおり、今後の継続的に安定した稼働が困難になりつつある。

また、一般廃棄物最終処分場は平成9年4月に供用を開始して現在に至っているが、埋立残余量が残らずかとなってきた。

このことから、市の総合計画後期基本計画では、ごみ減量・資源化の推進については、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たし、また、連携して排出抑制・再使用・再資源化の3Rを推進することとし、また、新たな廃棄物処理施設の整備については、循環型社会の構築を目指す国の方針に基づき、排熱を利用した効率的なエネルギー利用など、地域の生活環境や地球環境に配慮した施設の整備を推進することとしている。

平成28年度は、新たに策定した「鶴岡市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域を構築することを施策の柱とし、環境にやさしい資源循環型社会形成を目標として、ごみ分別の徹底と資源化を推進することを、そして、適正且つ効率的なごみ処理を推進するため、廃棄物処理施設の老朽化を見据え、平成32年度までの新たな処理施設整備完了に向けて事業を進めること、既存施設の機能維持対策を進めることを基本方針とする。

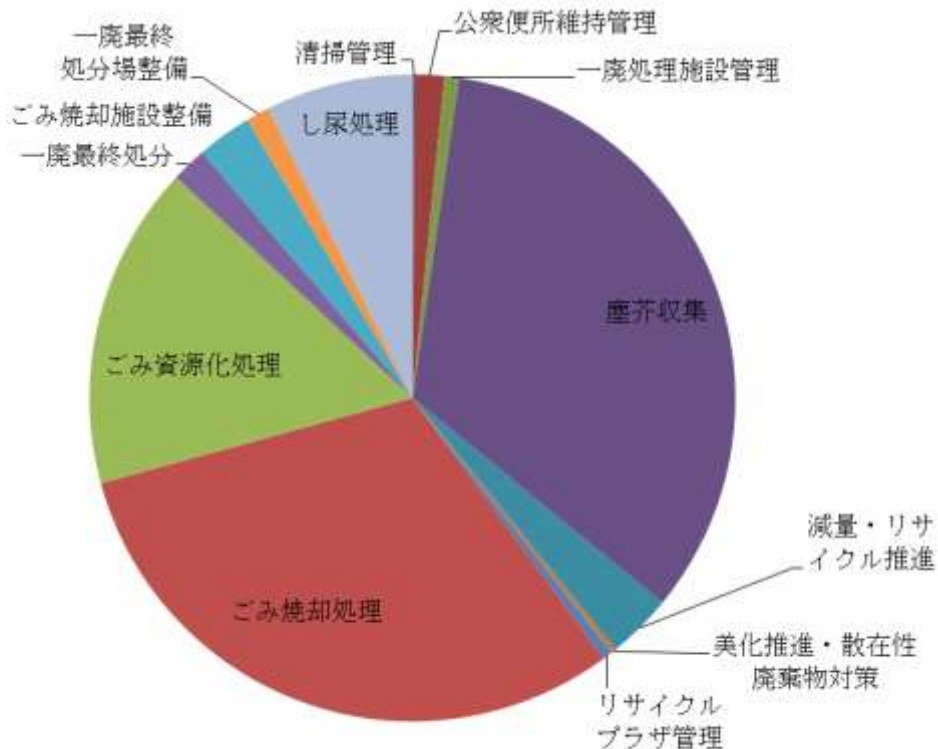
## 【執行事業の概要】

### I. 廃棄物行政に係る費用

平成29年度の廃棄物行政に係る予算は、1,256,595千円となっており、うち、塵芥収集事業が総予算の27.5%、ごみ焼却処理に25.1%、ごみの資源化処理に15.6%で、全体の予算の68.2%を占めている。

#### 平成29年度廃棄物対策課予算

事業名	金額(千円)	割合
清掃管理	1,065	0.1%
公衆便所維持管理	16,400	1.3%
一廃処理施設管理	7,852	0.6%
塵芥収集	345,256	27.5%
減量・リサイクル推進	34,683	2.8%
美化推進・散在性廃棄物対策	2,808	0.2%
リサイクルプラザ管理	4,490	0.4%
ごみ焼却処理	315,585	25.1%
ごみ資源化処理	195,507	15.6%
一廃最終処分	18,526	1.5%
ごみ焼却施設整備	23,859	1.9%
一廃最終処分場整備	213,205	17.0%
し尿処理	77,359	6.2%
	1,256,595	100.0%





## II. 清掃一般事業

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「鶴岡市一般廃棄物処理基本計画」を平成28年3月に、「29年度実施計画」を本年3月に策定、鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条の規定に基づく告示を実施。

計画では、一日一人あたりのごみ排出量について、平成32年度に820g（平成28年度実績915g）にすることとしている。

2. 一般廃棄物収集運搬・処分業及び浄化槽清掃業の許可に関する事務手続きを実施する。

## III. ごみ減量・リサイクル推進事業

平成32年度までを推進期間とする「行財政改革推進プラン」において、「ごみ減量・リサイクル推進事業（ごみ減量化推進とごみ有料化制度導入の検討）」が位置付けられており、現状分析結果に即した目標数値、市民、事業者、行政が連携する具体的な取組みを検討し、排出抑制・再使用・再資源化の3R事業を推進する。

「有料化」についてはごみ減量・資源化の推進を目的とする視点から検討する。

1. 町内会、自治会、地域組織等を単位として廃棄物減量等推進員（390名）を委嘱し、ごみのお出し方の指導、ごみステーションの管理を行うなど、ごみ減量・資源化推進のための施策を、市民と行政が協働して推進する。
2. 地域における集団資源回収運動を支援する。集団資源回収への取組みが難しい地域については拠点回収を実施しながら対策を研究していく。
3. リサイクルプラザを活用した体験教室や休日見学会等を継続実施するとともに、ごみステーションにおける早朝立哨指導やごみ分別出前講座等、積極的に市民に関わっていく活動を展開し、市民への環境意識（適正分別等）啓発に努める。

## IV. 塵芥収集事業

1. 一般家庭から排出される生活系ごみの収集運搬を市内17区域・18事業に分類して委託し、各町内会や自治組織等が管理する約2,450箇所のごみステーションから収集する。

2. 指定ごみ袋の製造及び販売、請求・収納を実施する。
3. 生し尿については市内全域を3地区に分割し収集運搬を行っている民間3業者による約2,300世帯からの速やかな収集運搬を、浄化槽については適切な清掃及び汚泥運搬を促進して快適な生活環境を保持する。

## V. 環境美化推進及び散在性廃棄物対策事業

不法投棄や散在性廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦等を通じた地域美化意識の醸成に努める。

1. 地域の環境美化の促進及び市民の環境保全意識高揚のため、5月30日の「鶴岡市ごみゼロ大作戦」や市民一斉清掃を始め道路や公園等公共施設などの「鶴岡市クリーン作戦」を推進する。
2. 庄内地区不法投棄防止対策協議会及び鶴岡市不法投棄監視通報ネットワーク連絡会議の構成関係機関と連携を図り、あわせて、廃棄物減量等推進員の地域巡回等による情報収集を実施し、不法投棄の防止や原状回復に努める。
3. 山形県海岸漂着物対策推進協議会や「美しいやまがたの海プラットフォーム」運営委員会等と連携して「裸足で歩ける庄内海岸」を目指して海岸清潔度のランク向上に努める。
4. 本市所管の公衆便所181箇所の中の92箇所について、地元自治会等に委託して、その清潔保持及び建物等の保全に努める。

## VI. 新たな廃棄物処理施設の整備

### 1. ごみ焼却施設

#### (1) 新施設整備関連事業の経過

- ・24年度 ごみ焼却施設長寿命化計画策定業務委託
- ・25年度 循環型社会形成推進地域計画及び施設整備基本構想策定
- ・26～27年度 ごみ焼却施設整備計画策定業務等委託（2ヵ年事業）  
（ごみ焼却施設整備に係る施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査）
- ・28～29年度 事業者選定支援業務（2ヵ年事業）

#### (2) ごみ焼却施設整備・運営事業の概要 別紙資料のとおり

## 2. 最終処分場

### (1) 新施設整備関連事業の経過

- ・26年度 適地事前調査
- ・28年度 基本計画の策定
- ・29年度 用地測量、地質調査、生活環境影響調査、基本設計及び実施設計

### (2) 整備予定施設の概要 別紙資料のとおり

## VII. 燃やすごみ焼却処理、燃やさないごみ資源化処理、一般廃棄物最終処分及びし尿処理事業

各種消耗品類の購入、設備の修繕や保守点検業務委託及び運転管理委託を行い、既存4施設の適正な運転・維持管理を行う。

### 1. ごみ焼却施設

民間委託を26年度から実施している計量の窓口業務、夜警業務等を含めた民間への全面委託を継続し、燃やすごみを焼却処理する。

### 2. 鶴岡市リサイクルプラザ

平成17年度に供用開始した施設の運営業務を(株)鶴岡地区クリーン公社に委託し、燃やさないごみの資源化処理を推進する。

### 3. 岡山一般廃棄物最終処分場

平成9年度に稼働開始した処分場において、燃やすごみの焼却に伴って発生する灰及び不燃物の中間処理に伴って発生する残渣類を埋立処分する。

### 4. し尿処理施設

平成22年度に開始した施設の運転管理の民間委託を継続して生し尿等を処理する。

## ごみ焼却施設整備・運営事業の概要



平成29年11月  
鶴岡市 廃棄物対策課

### ■ 施設の現状と整備事業の目的

～現在のごみ焼却施設～

1日の処理能力165トン（平成2年3月竣工）  
稼働後27年が経過し老朽化

- ・設備機器全般的な経年劣化が進行
  - ・ごみ質が変わり、効率的な処理が困難
  - ・ごみピット容量が小さく十分な攪拌や貯留が困難
- これらの課題解決と継続した安定処理を図るため

新たに発電など熱回収を行う施設として整備  
平成33年度の供用開始を目指す

## ■ 施設整備方針

新たなごみ焼却施設の設計・建設、運営に際して  
5つの基本方針を設定

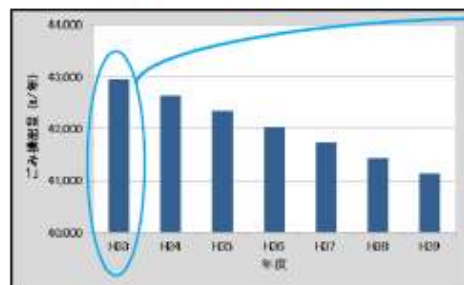
1. 安全に配慮し、長期の安定稼働を目指す施設
2. 経済性に優れた施設
3. 熱エネルギーの効率的回収と効果的な活用
4. 環境保全に配慮し、周辺環境と調和した施設
5. 災害に強く、住民から信頼される施設

3

## ■ 計画条件の設定

新たなごみ焼却施設を整備するに当たり、施設設計の基本条件を整理・設定

### ◆焼却対象ごみの将来推計量



計画目標年次は、施設稼働後、最もごみ量が多い平成33年度とする。

### ◆焼却対象物と計画処理量

生活系可燃ごみ	27,599 t/年
專業系可燃ごみ	13,821 t/年
リサイクルプラザ可燃残渣	424 t/年
し渣及びし尿汚泥	1,104 t/年
合計	42,948 t/年
計画年間日平均処理量	117.7 t/日



計画施設規模=160 t/日

4



## ■ 建設場所

クリーンセンター構内敷地の駐車場エリアに建設します。



5

## ■ 公害防止基準値

排ガスの基準値は、大気汚染防止法等の基準値及び近隣自治体での排出基準値を勘案して設定

### ◆ 排ガス基準値

項目	法基準値	既存施設基準値	新施設基準値
ばいじん	0.08 g/m <sup>3</sup> N	0.01 g/m <sup>3</sup> N	0.01 g/m <sup>3</sup> N
硫黄酸化物	K値17.5 (約3,000 ppm)	3,000 ppm	20 ppm
窒素酸化物	250 ppm	150 ppm	50 ppm
塩化水素	700 ng/m <sup>3</sup> N (約430 ppm)	184 ppm	40 ppm
ダイオキシン類	1.0 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1.0 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.05 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

6

## ■ 悪臭対策

悪臭とは、ある物質から臭いが発散して、空気中を伝わり嗅覚が刺激され、脳が「嫌な臭い」と判断したものである。

臭気の発生源	臭気の拡散	悪臭対策
【施設からの漏れ臭気】 ・ごみピット内の臭気が収集車の出入りなどにより漏れること。	施設からの漏れ臭気は、施設周辺が最も顕著であり、そこから離れていくに伴って弱くなる。	・ごみピットの臭気は、ごみを燃やす燃焼空気に使用し、ピット内を負圧にする。 ・収集車の出入りによる漏れ臭気は、プラットフォーム出入口にエアカーテンを設置する。 ・臭気が発生しやすい場所は密閉構造とする。
【煙突排ガスの排出】 ・煙突から排出される排ガス中に未燃分が残ること。	煙突の排ガスは、漏れ臭気とは異なり一定の速度で排出されるので、煙突から離れたところで現れやすい。	・燃焼温度を850℃以上で管理し、臭気の原因となる未燃分を高温酸化処理する。 ・全炉停止時に対応するための脱臭装置を設ける。

7

## ■ 処理方式

ごみ焼却方式の分類		
処理方式		炉形式
焼却処理方式	高温でごみを燃焼し無機化することで、無害化、安定化、減容化を同時に達成する技術	ストーカ式
		流動床式
焼却+灰溶融処理方式	焼却処理で発生する灰を溶融炉でスラグ化を行う方式	ストーカ式
ガス化溶融処理方式	ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼するとともに、灰、不燃物等を溶融する方式	シャフト式（一体型）
		流動床式（分離型）

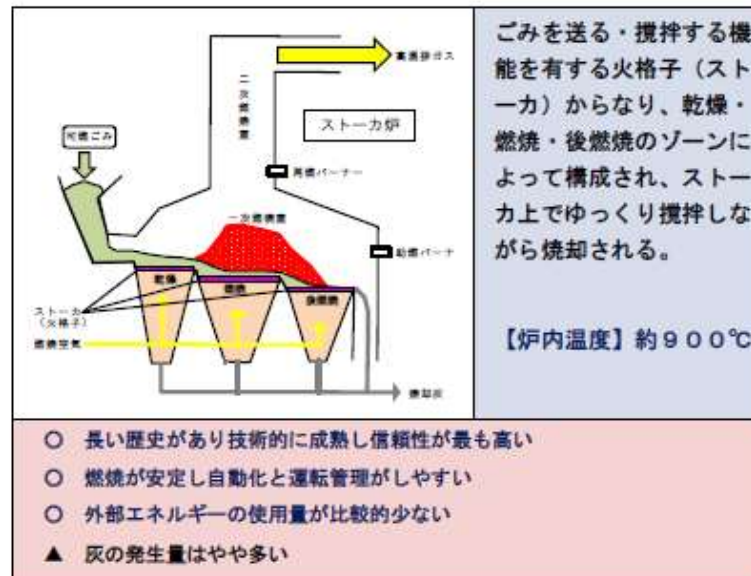
・ごみ処理方式の採用実績、処理特性、環境保全性、安定稼働性、経済性等を検証  
 ・一般廃棄物処理基本計画に基づき実施する各種施策により、今後も、ごみ排出量の減少が見込まれ、残渣量も減少することが予測される

⇒総合的な判断により、ストーカ式焼却炉を採用

8

## ■ 処理方式の概要

### 【ストーカ式焼却炉】



9

## ■ 余熱利用システム

施設整備は、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用するため、交付要件を満たす計画とします。

### － 余熱利用に係る基本条件 －

- ・ 蒸気タービン発電（発電効率13.5%以上）
- ・ 熱利用（ロードヒーティング等）

ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを効率的に電気に変える発電設備を設け、発電した電力は構内で使用すると共に、余剰分は売電を行い施設運営のコスト削減につなげていきます。

また、事業区域のロードヒーティングや外部供給が行えるよう温水取出し口を設ける計画としています。

10



## ■ 事業方式とスケジュール

### ◆事業方式

建設費及び維持管理費の縮減などのため「建設と運営を合わせて民間委託する方式（DBO方式）」により事業を進めていきます。

事業方式>DBO方式（設計・建設・運営一括発注）

### ◆今後の事業スケジュール

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
事業者選定手続き	■	■				
建設工事			■	■	■	
新施設供用開始						■

11

## ■ 事業実施区域



12

## ■ 工事期間中の動線



13

## ■ 施設配置動線計画概念図



※既存ごみ焼却施設解体後の最終的な車両動線

14

## おわりに・・・

施設整備の基本方針に示すとおり

安全で経済性に優れ  
環境保全に配慮し  
周辺環境と調和した  
災害に強く、住民から  
信頼される施設を目指し  
施設整備運営事業を進めていきます。



引き続き、皆様方からのご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

施設整備の進捗状況は、市のホームページで公開しています。

鶴岡市 廃棄物対策課

# 一般廃棄物最終処分場施設整備基本計画

【概要版】

平成 29 年 7 月

鶴 岡 市

## はじめに

ごみの減量化・資源化の推進、効率的な廃棄物の処理・処分は、全国的な課題となっています。

本市では、岡山一般廃棄物最終処分場が平成9年4月の供用開始から20年以上経過しており、埋立残余容量が残りわずかとなっているため、新たな最終処分場の整備が喫緊の課題となっています。

このことから、市の総合計画後期基本計画で、新たな廃棄物処理施設を地域の生活環境や地球環境に配慮して整備することとしており、最終処分場の施設内容を具体化するため、建設予定地となった大荒荒沢前地内の状況等を踏まえ、施設整備の基本的計画事項、施設配置計画及び施設計画の内容等を取りまとめました。

### 1 基本的計画事項

- (1) 埋立対象物 焼却灰、ばいじん、不燃残渣
- (2) 計画埋立期間 平成33年度から平成47年度までの15年間
- (3) 計画埋立面積・容量 面積 16,600 m<sup>2</sup>  
容量 約112,000 m<sup>3</sup>
- (4) 埋立構造 準好気性埋立構造  
浸出水集排水管が大気に開放されている構造。最も実績多く、埋立地の早期安定化、跡地地盤の沈下量の低減等の優れた特徴がある。
- (5) 埋立工法 サンドイッチ・セル方式  
中間覆土（埋立高さが3m程度に達した時点で0.5mの覆土を実施）をサンドイッチ方式、即日覆土（1日の作業終了後に即日覆土を実施）をセル方式とする「サンドイッチ・セル方式」とする。

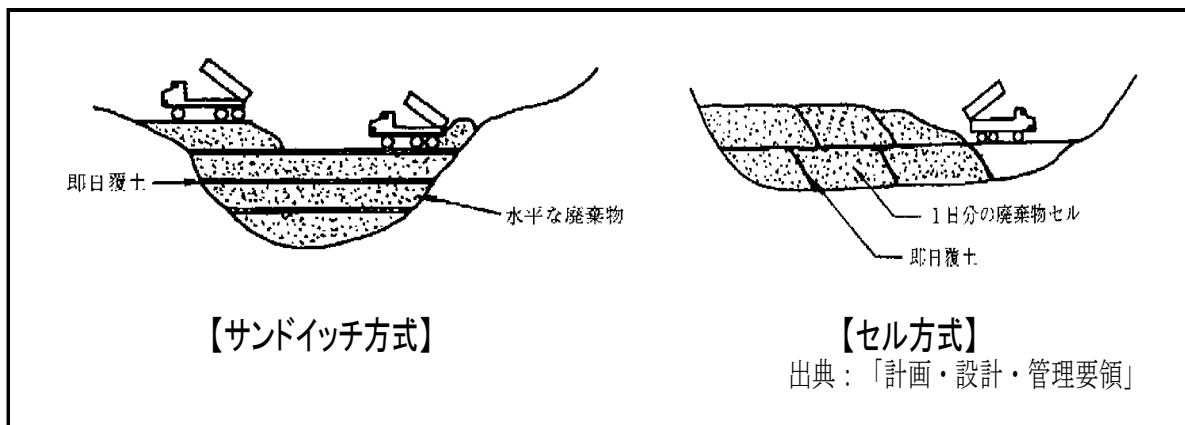


図1 埋立工法の種類



## 2 建設予定地の状況

### (1) 地理

建設予定地の所在地 鶴岡市大荒荒沢前地内



図 2 建設予定地の位置

### (2) 河川

主要河川：大戸川 農業用水として利用されている。

### (3) 地形・地質

標高約30～80m、地質は堆積岩と粗面岩溶岩が谷地形に分布している状況である。

### (4) 土地利用規制等

表 1 土地利用規制の整理

規制区域	必要な手続き等の内容
地域森林計画対象民有林	地域森林計画の対象となる民有林の区域。
農用地区域	農業振興地域として指定されることが相当な地域。
都市計画区域	一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域。
水資源保全地域	公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く）について知事が指定した区域。
埋蔵文化財	隣接する位置に、遺跡（荒沢須恵器窯跡）が存在する。

\*これらの規制区域は、必要な手続き、協議を行うことで最終処分場の建設は可能と判断している。

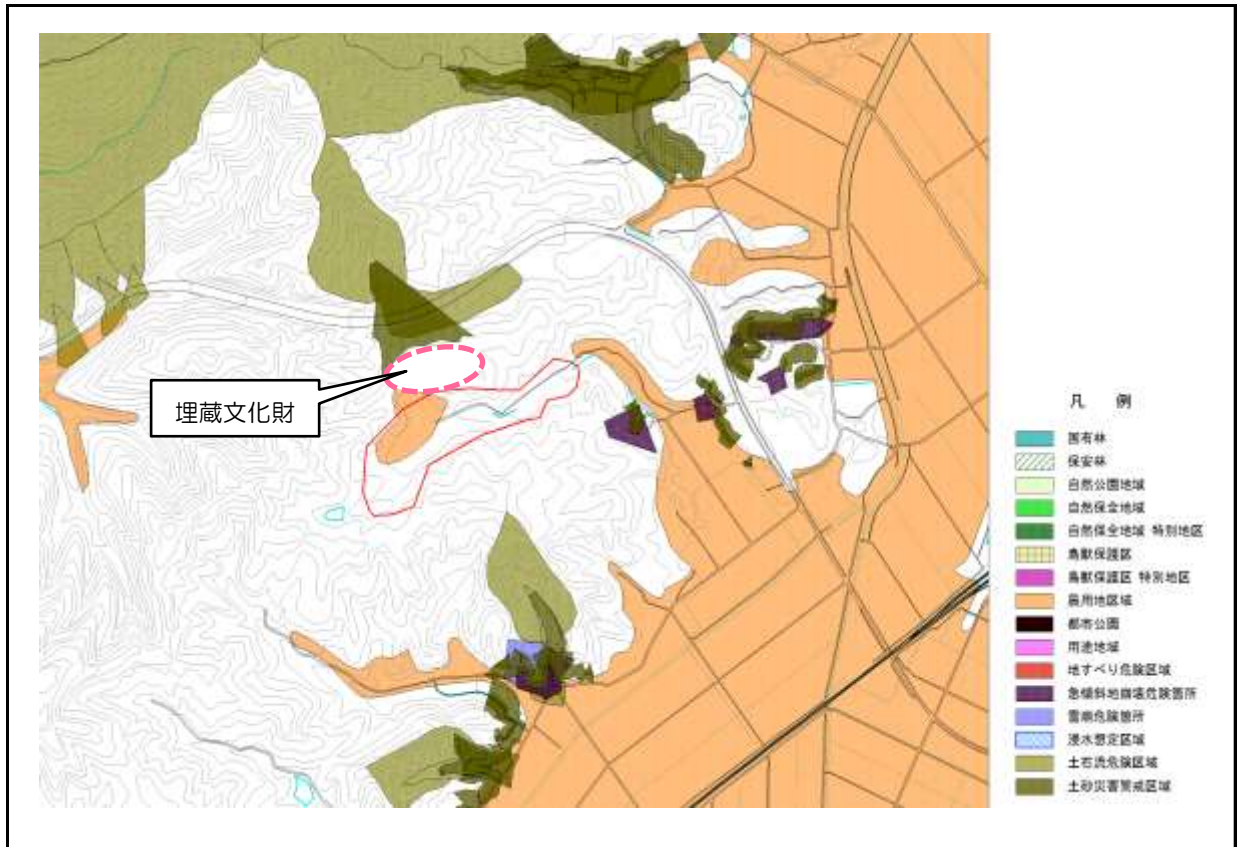


図 3 土地利用規制図

### 3 施設整備基本計画

#### (1) 施設計画

最終処分場の主な施設の施設計画は次表のとおり。

表 2 主な施設の施設計画

主な施設		規模や構造等
主要施設	貯留構造物	構造 : 土堰堤 形状 : 土堰堤の高さ 15m 程度、天端幅 6.5m
	遮水工	構造 : 二重遮水シート構造 材質 : 合成ゴム系・合成樹脂系シート 設備 : 漏水検知システム
	浸出水処理施設	能力 : 140m <sup>3</sup> /日 方式 : 接触曝気方式+脱窒素+高度処理 放流先 : 大戸川
管理・関連施設	環境監視 (モニタリング) 設備	設備 : 地下水観測井戸 (上流、下流)
	搬入道路	位置 : 国道 7 号から最終処分場までのアクセス道路を新設
	飛散防止設備	位置 : 埋立地外周にネットフェンスを設置
	防災設備	形状 : 雨水調整池の設置

## (2) 環境保全計画

最終処分場の整備に伴う生活環境等に及ぼす影響を可能な限り低減するため、以下に示す環境保全対策を講じることとする。

また、工事中の環境保全対策は、工事関係者に対する指導を強化し、周辺環境の保全に努める。

表 3 環境保全対策

主な項目	対策の内容等
大気汚染	即日覆土、散水等の実施、外周の植栽、飛散防止設備の設置
騒音	低騒音型機械の採用、防音カバーの設置、遮音性の高い材質・構造の建屋内への収納、防音対策
振動	低振動型機械の採用、規制基準の遵守、運搬ルートを選定、運行管理
悪臭	準好気性埋立の実施、即日覆土の実施、建屋の密閉化
水質汚濁	雨水集排水施設による浸出水の削減、浸出水集排水施設による浸出水の滞留防止、漏水検知システムの採用、浸出水処理施設による汚濁物質ごとの適正な処理

## (3) 災害防止計画

災害防止計画では、以下の対策を講じることとする。

表 4 災害防止計画












主な項目		対策の内容
廃棄物の飛散及び流出の防止	飛散防止対策	・ 埋立地への飛散防止設備の設置 ・ 覆土の適時実施
	流出防止対策	・ 安定して廃棄物を貯留できる施設の設計、施工 ・ 十分な容量の浸出水調整設備の設置
公共の水域及び地下水の汚染防止	公共の水域汚染防止対策	・ 浸出水処理施設での浸出水の適切な処理 ・ 処理水水質の定期的測定
	地下水の汚染防止対策	・ 遮水工の設置 ・ モニタリング井戸、地下水ピット及び漏水検知システムによる監視

## (4) 跡地利用計画

跡地利用については、屋外利用として、グラウンド、公園、緑地還元等を想定しつつ、今後、地域住民と検討していく。



## 【施設整備スケジュール】

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
廃棄物処理施設適地事前調査		※平成26年度調査済み					
循環型社会形成推進地域計画の策定			※平成27年度策定済み				
測量調査（航空測量）				※28年度実施済み			
施設整備基本計画の策定				※28年度実施済み			
測量調査（基準点・地形測量・路線測量・用地測量）							
地質調査							
施設基本設計・実施設計							
生活環境影響調査							
最終処分場建設工事発注手続							
最終処分場建設工事							
建設工事施工管理							

○鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 17 年 12 月 26 日条例第 265 号

改正

平成 25 年 3 月 22 日条例第 2 号

平成 25 年 9 月 19 日条例第 37 号

鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 7 の規定に基づき、鶴岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 住民組織等の代表者
- (4) 関係商工業団体の代表者
- (5) 事業者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成25年3月22日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。

## 食品ロス削減の取り組み

### ○鶴岡市

- ・今年夏に全戸配布した「ごみの分け方・出し方」ガイドブックで、「食品ロスをなくしましょう」と市民へ呼びかけ。
- ・エコ通信 2017 秋号で食品ロス記事を掲載し、削減に向けての具体的な方法を紹介。
- ・今年度から、環境フェアつるおか2017（9月24日開催 来場者数 4,050人）に食品ロスのコーナーを新たに設け、来場者に食品ロスの現状と家庭で手軽にできる食品ロス削減方法や30・10（さんまる・いちまる）運動などを紹介した。



### ○鶴岡商工会議所

（経緯）

昨年、会員が集う宴席で「30・10（さんまる・いちまる）」運動が話題となり、全国各地から情報収集しながら、今年2月の常議員会に鶴岡商工会議所としての運動推進を決定した。

30・10運動とは2011年に長野県松本市で始まった運動で、宴席などで、「乾杯から30分間は席に座って料理を楽しみ、お開き前の10分間は自席に戻り料理を残さず食べよう」と呼びかけている運動。その後全国に運動が広がっている。山形県が進める「ごみゼロ山形県民運動」にも、平成28年度の実施方針から盛り込まれている。

（内容）

ユネスコ創造都市ネットワークの食文化部門の認定を受けた鶴岡市として、また、鶴岡が育んだ農林水産物・食文化への認識が深まるよう、「30・10（さんまる・いちまる）」運動を推進する。

①会議所が主催する酒食を伴う会議等において運動に取り組む。

②会議所の会員事業所主催の酒食を伴う会議等においても運動が推進されるよう、会員事業所に周知・依頼を行う。

（今後の活動について）

30・10運動は鶴岡市のごみ減量化施策の要請にも合致するものであり、会員それぞれの立場で工夫しながら推進してもらおうこととしている。

# 宴会でもおいしく残さず食べよう! 3010運動

乾杯後の30分間、お開き前10分間は、テーブルで食事を楽しみましょう。

鶴岡商工会議所では、今年度から「3010(さんまるいちまる)運動」を推進します。

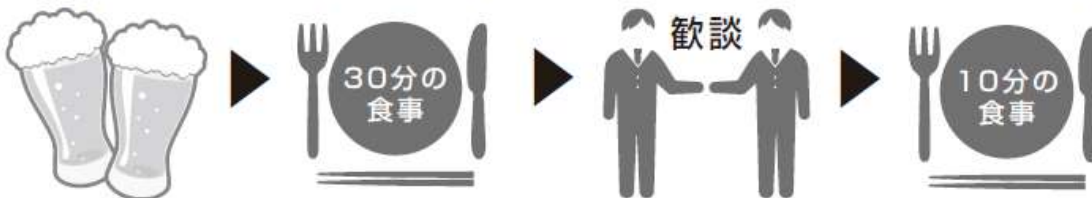
日本国内では、食べ残し、期限切れの食品など、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が多く発生しています。その中でも飲食店から排出される食品ロスは過半数以上がお客様の食べ残しといわれています。「もったいない」を心掛け、食への感謝を持ちながら宴席での食べ残し削減に取り組みましょう。

まだ食べられるのに捨てられている食べ物 **食品ロス**



農林水産省及び環境省「平成25年度推計」

乾杯後30分は離席せず料理を食べましょう。お開き前に席にもどり残さず食べましょう。



## 宴会幹事さんにご協力をお願い

宴会開始時、終了時に「3010(さんまるいちまる)アナウンス」で「食品ロス削減」のご協力をお願いします。

開始時アナウンス…… 本日は料理を余すことなく十分にご賞味いただき、食品ロスの削減をする「3010運動」を実践します。開始30分と終了10分前は自席にて料理を楽しんで下さい!

宴会終了10分前…… 間もなくお開きの時間となります。今一度自席に戻り料理をお楽しみ下さい!

3010(さんまるいちまる)運動を実践すると、参加者は料理を最後まで楽しめます。また、お店の方は出した料理を残さず食べてもらえるなどみんなが幸せになります。ぜひ、「もったいない」を心がけ、「食品ロス削減」にご協力ください。

## 鶴岡商工会議所 ホームページリニューアル 間もなく公開!



知りたい情報をより分かりやすくお伝えできるホームページとなるよう、デザインや構成を改善しました。また、スマートフォンやタブレット端末からでもご覧いただけるようになります。皆様使いやすいサイトを目指して、内容を充実してまいります。本サイトを通じて、当所のことをより一層ご理解頂ければ幸いです。

※リニューアルに伴い、TCGI Member's infoの発刊は終了とさせていただきます。

## 工業統計調査にご協力ください

例年実施されている調査ですが、今回調査から調査基準日が12月31日から「**6月1日**」に変更になり、従業者数4名以上の事業所では**インターネット**での回答が可能となります。調査の結果は、工業関係の施策の資料などに利用されます。



調査の対象となる事業所の皆様へは、平成29年5月ごろに調査票をお配りしますのでどうぞよろしくお願い致します。



## 鶴岡市学校給食調理施設から排出される食品廃棄物の現状

学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況について、文部科学省は平成26年度に全国調査を実施し80%の回答率を得ている。鶴岡市も調査に対する回答を行っており、その個別データと全国データを示す。

### 鶴岡市データ（平成25年度実績）

○小・中学校数 48校 給食提供児童・生徒数 10,274人

○食品廃棄物処理の外部委託状況

鶴岡市の学校給食施設はすべて共同調理場（センター方式）であり、廃棄物処理については外部に委託をしている。また、食品廃棄物は全て焼却処理されている。

（全国処理・リサイクル方法上位：堆肥化40%、焼却38%、飼料化18%）

○リデュース、リサイクル、食育・環境教育に関する取組

鶴岡市ではリデュースの一環として、「食べ残し」の削減を目的とした調理方法の改善やメニューの工夫を実施。

調理残さや食べ残しの水切りを実施。

鶴岡市	総量 (ト/年)	児童・生徒1人当 (kg/人・年)	同左全国平均 (kg/人・年)
学校給食分の食品廃棄物量	<b>89.53</b>	<b>8.7</b>	17.2
うち、調理残さ	<b>57.58</b>	<b>5.6</b>	5.6
うち、食べ残し	<b>31.95</b>	<b>3.1</b>	7.1
うち、その他	—	—	4.5

※「うち、その他」は、「廃油」や「食べ残しと調理残さ等を分けて把握していない」などの理由で合計量を記載しているケース

### ○全国平均よりも少ない食品廃棄量

1人当たりの総量は全国平均の約半分と大きく下回っており、なかでも「食べ残し」由来の廃棄量が少ない状況。前述した「食べ残し」の削減を目的としたリデュース対策の成果を反映する結果となった。

### ○「廃油」は有価物として処理

鶴岡市のデータには調理後の「廃油」のデータは含まれていない。「廃油」については廃棄物として扱わず、BDF（バイオディーゼル燃料）の原料として有価物として売り払いをしている。

平成28年度実績は309缶（20ℓ缶）、年間6,180リットルを処理している。

この「廃油」処理量は児童・生徒年間一人当たりになると約0.6kgとなる。この数値を含めても10kgを下回り、鶴岡市における学校給食由来の食品廃棄物量は全国的に少ないと言える。

## 家庭ごみ有料化に関して

### (事業目的・方針)

- ・経済的インセンティブ（動機づけ）により、家庭系ごみの排出抑制、減量化、再利用と資源化を促進。
- ・ごみ排出量に応じた負担の公平化とごみ減量を意識した市民行動を促進。
- ・高齢社会が進む中、社会的弱者などのごみ排出困難者への支援や粗大ごみ収集方法の検討など、市民ニーズに対応したサービス向上を目指す。

### (経過)

平成21年度ごろから家庭系ごみ有料化について全国、県内自治体の情報収集を行いつつ、平成25年4月に国から示された「一般廃棄物処理有料化の手引き」を基に実施に向けた検討をしている。

その後、平成28年3月に策定した鶴岡市一般廃棄物処理基本計画において、ごみ排出量削減施策の一つの方向性と家庭ごみ有料化を掲げ、鶴岡市総合計画（年度ローリング）や鶴岡市行財政改革推進プランにおいても実施に向けて検討を進めることとしている。

平成29年10月現在、全国の自治体における実施率は63.5%（市、区では57.3%）県内では庄内地方の5自治体だけが未実施となっている。なお、酒田市が今後数年をかけて有料化を進めることとしており、実施時期を中心に情報交換をしている。

### (今後の進め方)

庁内における調整会議



本審議会へ諮問

↓市民意見の反映

(中間答申)



答申

↓住民説明会

事業方針策定（事業決定）



条例改正



事業実施計画策定